



児童手当特例給付の基準額変更

6月1日施行の児童手当法一部改正に伴い、令和4年10月支給分(6〜9月分)から、申請者の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当特例給付は支給されません。

| 扶養親族等の数 | 申請者の所得上限限度額 |
|---------|-------------|
| 0人 | 858 |
| 1人 | 896 |
| 2人 | 934 |
| 3人 | 972 |
| 4人 | 1,010 |

●所得上限限度額(単位:万円)

注意事項

- 児童手当などが支給されなくなった後に、所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。
- 扶養親族等の数は、次の①から③の人数をいいます。
 - ①所得税法上の同一生計配偶者
 - ②里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く扶

養親族
 ③扶養親族等ではない児童で、前年12月31日時点で生計を維持した人
 □所得上限限度額は、扶養親族等1人につき38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額となります。

●市民生活部子育て支援課 ☎(22)2360

児童手当の現況届は原則不要

令和4年度から、児童手当受給者の状況を住民基本台帳などで職員が確認するため、受給者からの現況届の提出は原則不要になります。

ただし、児童の養育状況が変更した場合などは、現況届の提出が必要になります。

- 現況届の提出が必要な人
 - 離婚協議中で配偶者と別居している人
 - 配偶者からの暴力などにより、住民票の所在地が実際の居住地と異なる人
 - 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
 - 法人による未成年後見人施設、里親で、手当を受給している人

給している人
 □その他、状況を確認する必要がある人
 ●提出方法 居住する地区の総合支所から公務員以外の対象者へ通知を送付します
 ※公務員は勤務先の指示に従ってください。
 ※詳しくは、対象者宛ての通知を確認してください。

●市民生活部子育て支援課 ☎(22)2360



住宅改修で固定資産税が減額

住宅の耐震改修、バリアフリー改修および省エネ改修で、一定の要件を満たした場合、固定資産税の一部を減額します。

●耐震改修
 令和6年3月31日までに耐震改修工事を行った場合、改修した家屋分の固定資産税の2分の1を減額します。また、改修した家屋が長期優良住宅に該当する場合、改修した家

- 65歳以上の人
- 要介護または、要支援の認定を受けている人
- 障害(身体、知的、精神など)がある人
- ②次の工事で、補助金(居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費)などを除いた自己負担金が、50万円を超える住宅
- 廊下の拡張工事

屋分の固定資産税の3分の2を減額します。

●要件 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、現在の耐震基準に適合させる改修工事が、1戸当たり50万円を超える住宅

●減額期間 改修が完了した年の翌年度のみ

●減額対象床面積の上限 1戸当たり120平方メートルまで

※上限を超えた床面積は、減額対象から除きます。

●市民生活部健康推進課 ☎(22)0370

バリアフリー改修

令和6年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った場合、改修した家屋分の固定資産税の3分の1を減額します。

●要件 新築された日から10年以上経過し、次の①から③の全てに該当する住宅

- ①次のいずれかの人が居住する住宅
 - 65歳以上の人
 - 要介護または、要支援の認定を受けている人
 - 障害(身体、知的、精神など)がある人
- ②次の工事で、補助金(居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費)などを除いた自己負担金が、50万円を超える住宅
- 廊下の拡張工事

省エネ改修

令和6年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った場合、改修した家屋分の固定資産税の3分の1を減額します。また、改修した家屋が長期優良住宅に該当する場合、改修した家屋分の固定資産税の3分の2を減額します。

●要件 次の①、②の全てに該当する住居

- ①平成26年4月1日以前に建てられ、次の改修工費の合計が60万円を超える住宅
 - 窓の断熱改修工事(必須)
 - 天井の断熱改修工事
 - 壁の断熱改修工事
 - 床の断熱改修工事
- ※風呂場、トイレのみの窓断熱改修は、対象外となります。
- ②改修後の住宅の床面積が

- 50平方メートル以上280平方メートル以下
- 減額期間 改修が完了した年の翌年度のみ
- 減額対象床面積の上限 1戸当たり120平方メートルまで
- ※上限を超えた床面積は、減額対象から除きます。

共通事項

- 手続方法 改修後3カ月以内に、税務課または、各総合支所市民サービス課に備え付けの申告書に、必要書類を添えて提出してください。
- 注意点 バリアフリー改修と省エネ改修の減額制度は併用できますが、その他の制度との併用はできません。

●総務部税務課 ☎(22)1121

発電事業を実施する場合は届け出を

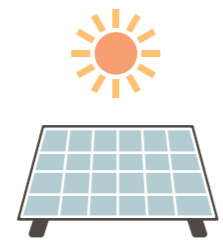
発電事業を実施する場合は、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、住民などへの説明会開催や、市への届け出が必要になります。

●届け出が必要な発電事業 発電出力10キロワット以上の事業

- ※太陽光発電事業のうち、建築物の屋根または屋上で行う事業、地すべり防止区域などの抑制区域以外に設置する発電出力50キロワット未満の事業は、届け出の対象外です。
- ※詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

●市民生活部環境課 ☎(22)3350

農業者年金現況届



現在農業者年金を受給している人は、年金を引き続き受給できるか確認するため、現況届を提出してください。

現況届が提出されないと、11月の定期支払から差し止めとなる場合がありますので、注意してください。

- 提出方法 農業者年金基金から郵送された用紙に必要な事項を記入の上、6月30日(木)までに農業委員会または、各総合支所市民サービス課に提出してください。
- ※経営移譲年金、特例付加年金を受給している人は、農地の返還

や取得などで、農業経営を再開していないことを確認してください。

●農業委員会事務局 ☎(42)1239

揚水機場の電気料金を補助

農業用水の揚水機場の運転に使用した電気料金の一部を補助します。

申請の方法など詳しくは、問い合わせください。

- 補助対象者 2戸以上の農家で組織する団体(水利組合など)
- ※個人や土地改良区、市管理のものには除きます。
- 補助率 4月から9月までの電気料金の総額が2万円以上の場合、21パーセントから35パーセントまでを補助
- 申込期限 10月31日(月)

●農林振興部農村整備課 ☎(22)1138

住民健診での特定保健指導

特定健診を受けた人で、生活習慣病のリスクが高い人を対象に、15分程度の面談を実施します。

当口声掛けをしますので、ぜひ、利用してください。

実施場所

- 7月1日(金) 瀬峰保健センター
- 7月8日(金) 高清水保健福祉センター

●市民生活部健康推進課 ☎(22)0370

栗原市良い歯の表彰

6月は、市で定めた歯と口腔の健康づくり月間です。令和3年度の市の歯周疾患検診の結果、60歳で24本以上70歳で22本以上の健康な歯および歯肉を維持し、日常の歯の健康づくりに取り組んでいる人を表彰しました。

受賞者

- 鈴木 かつ子さん(築館成田)
- 菅原 ユキエさん(若柳町館)
- 遊佐 雅博さん(若柳大林2)
- 小野寺 喜美子さん(金成北)
- 佐藤 早美さん(志波姫里)

●市民生活部健康推進課 ☎(22)0370

心の病を持つ方の家族のための研修会

心の病を持つ人とその家族が、病気や障害への理解を深め、知識を得ることで、地域

で安心して暮らしていくための研修会を開催します。

●日時 6月10日(金) 午後1時30分〜3時

●場所 市消防本部

●内容 成年後見制度について、講話と意見交換

●対象者 心の病を持つ人の家族、支援者

●定員 30人 ※先着順

●費用 無料

●申し込み 6月8日(水)まで、問い合わせ先に電話で申し込みください。

●市民生活部健康推進課 ☎(22)0370

第20回栗原みどり美術展開催

市内を活動拠点とする、高校生以上の絵画愛好者の作品を展示します。入場は無料です。ぜひ、ご覧ください。

なお、来場の際は、マスクの着用やアルコール消毒など、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に協力してください。

日時

6月10日(金)〜19日(日)
 午前10時〜午後5時
 ※13日(月)は休館日

※最終日は午後3時まで

●栗原文化会館 ☎(23)1234